

## 合志市自治基本条例推進委員会 【令和7年度 第2回 会議録】

### (1) 会議の名称、開催日時及び開催場所

- ・ 名称 令和7年度第2回合志市自治基本条例推進委員会
- ・ 日時 令和8年2月18日（水）午後1時30分～3時30分
- ・ 場所 合志市役所 2階 大会議室・中

### (2) 会議の議題

- (1) 第4次自治基本条例推進アクションプランについて
- (2) 合志市自治基本条例ガイドブックの改訂（案）について
- (3) 合志市自治基本条例に自治会への加入推奨を記載すること について  
（意見交換）

### (3) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別

- ・ 公開

### (4) 出席委員及び欠席委員の氏名

[出席委員]

清原 博幸 委員、 松永 勇 委員、 松岡 博 委員、 白石 成彦 委員、  
江崎 孝俊 委員、 麦田 眞理子 委員、 中嶋 香菜 委員、 清水 陽子 委員、  
松本 伸矢 委員、 古賀 由佳 委員、 鷹木 愛 委員、 永清 和寛 委員、  
後藤 祐二 委員、 辻 藍 委員、 西本 理喜子 委員、 末永 舞 委員、  
後藤 圭子 委員、 榊 英雄 委員 (18名)

[欠席委員] なし

[事務局] 末永 大樹 企画課長、 山口 直美 企画課長補佐、  
宮崎 早香 企画課主査、 渡邊 光 企画課主査

[総務課] 坂井 竹志 総務課長、 大久保 志穂 課長補佐

### (5) 傍聴者 0名

### (6) 審議内容

以下のとおり（要旨）

末永課長： ただいまより令和7年度第2回合志市自治基本条例推進委員会を開会いたします。  
本日の進行を務めさせていただきます企画課長の末永です。どうぞよろしくお願いいたします。

【諸注意】

末永課長： それでは推進委員会条例第7条第1項の規定に基づきまして、委員長が議長を務めることになっております。ここからの進行は後藤委員長にお願いします。  
後藤委員長よろしくお願いいたします。

後藤（祐） 皆さんこんにちは。  
委員長： それでは今日の議事進行に基づいて議事を進めてまいります。  
議題1「第4次自治基本条例推進アクションプランについて」、事務局より説明をお願いします。

事務局： 事務局を担当しております、企画課の宮崎と申します。  
よろしくお願いいたします。

【「第4次自治基本条例推進アクションプランについて」資料1を用いて説明】

後藤（祐） 事務局からの説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。  
委員長： 確認や疑問等がありましたら遠慮なく申し出ていただければと思います。皆さまから何か質問等はございますでしょうか。

松本委員： 資料1、8ページの3「執行機関の責務」というところの、現状の④、課題の⑧、今後の取り組みの②に「まちづくり事業提案制度」というものが設けられていますが、前回会議の資料（第3次アクションプラン 令和6年度振り返り）を見ますと、令和3年度・5年度・6年度の申請がゼロということが書いてあります。  
「まちづくり事業提案制度」については、ほとんど申請がないということで、この提案制度とは一体どういうことで機能を果たしているのかな、ちゃんと周知されているのかなというような疑問を感じます。  
それに関連して、第4次アクションプランの20ページの「市民の要望の取り扱い」にも、要望に関連した内容が書いてあります。

市民の声って一番大事だと思うんですね。ですからこういったことについてもっと真剣に取り組んでいただきたいと思います。

私は行政書士として活動する中で、交通渋滞や地下水の問題など、市民の話を数多く聞いてきました。市民の意見が多くある中でこの制度の申請がほぼゼロということは、その周知がなされていないんじゃないかというような気がします。

さきほど市役所の窓口で聞いたら、提案箱は1階の受付の後ろにあるということで確認をしてきました。ただ、一部の自治会に聞きますと、提案箱について知りませんでしたという回答です。

ですから、せっかくの市民の生の声を生かせるようなこの提案制度がありますので、制度を有効活用できるよう周知徹底をお願いします。

事務局： ご意見ありがとうございます。  
まず「まちづくり事業提案制度」については、「こういう事業を市内で実施します」と事業者や団体等が提案してくださったものを市が認定する制度となっております。市民からの一般的なご意見等とはまた違った趣旨の提案制度となっております。

松本委員： 一般市民の方の意見はどうですか。市政への提案箱についても記載がありますが、それもそうなんですか。

事務局： 市政への提案箱は市内施設に設置してございます。その箱に「まちづくり事業提案制度」の提案を入れていただくこともできますが、実際は個人の市民の方からの投書等を入れていただいていることの方が多いです。  
そういった市民から入れられた投書については、各担当課の方でそのご意見に対応しております。

松本委員： 前回会議のときに要望件数として280件ぐらい上がっていると記載されていましたが、それは企業等からの事業の申請で市民の声ではないということですか。

事務局： 280件というのは、区からの要望の件数のことではないかと思えます。（令和7年度第1回会議資料 第3次自治基本条例推進アクションプラン【R6年度振り返り】 22ページ）

松本委員： その市民の直接の声という提案箱というのはもうされてないってことですか。

事務局： 市政への提案箱への投書で、その中に提案として具体的に書いていただいているものがありましたらその担当課の方でその意見を取り上げていく可能性もございます。  
現状としては、提案というよりも、窓口対応の苦情ですとか、この施設に故障箇所があるよとか、そういった内容のものが多くを占めているという状態になります。

松本委員： 自治会等から要望が上がってきたときには、市が適切に振り分けて対応されていることと思います。  
しかし、組織を通じたルートでは、自治会に直接言いにくいことや、名前を出したくない個人の生の声が埋もれてしまう懸念があります。それでも自分自身のために自らも何か意見を言いたいという方も結構いらっしゃるので、そうした方々が意見を言える場所や市民の生の声を聞くような制度を、今後検討されてはいかがでしょうか。

事務局： ご意見ありがとうございます。  
そういった市民の方のご意見を聞く場としては、市民意識調査も該当するかと思います。毎年度、抽出された市民3,000人に対してアンケートを郵送でお送りしております。そこには自由記述欄もありますので、その中には先ほどありました道路等についてのご意見をたくさんいただいております。

松本委員： はい。分かりました。

清水委員： そのアンケートは年に1回しか書けないんですか。

事務局： 市民意識調査に関しては年に1回です。  
ただ、庁内の部・課で何か新しい計画を作りますというときに事業部に特化したアンケートをすることもあります。

清水委員： 私は以前、国際空港がある外国人が多く住んでいる市に住んでいましたが、当時、その市役所には通訳がほとんどいなかったんですね。

私の外国人の友人がDV被害を受けて市役所に相談に行ったら、その日に通訳がいなくて、県や中核市に行ってくださいというようなたらい回しの対応をされたそうです。その相談を受けて、DV被害を受けた側が一生懸命訴えて、やっと自治体がきちんとした対応してくれたことがありました。それがあまりにもひどかったので、ホームページの「市長への手紙」というところに意見を出しました。何回かやり取りをして、その後議員さんも気づいてくださって、通訳サービスが充実されたということがありました。

市民意識調査は年に1回ということでしたが、今はデジタルデバイスを使いこなせる人も多いので、ホームページからいつでも意見が言える仕組みがあったらいいなと思いました。喫緊の課題や、行政が見落としているリアルタイムな視点の気づきが生かせるかもしれないですね。全体的な仕組みで市民の意見を拾い上げていく必要があると思いました。

事務局：                   ありがとうございます。

松本委員：               すみません。先ほどの発言に追加です。  
「まちづくり事業提案制度」は事業者等からのものということでしたが、市政への提案というものはすべて「市民の声」だと思えます。市民の声こそが市政を良くするための基本であると考えます。仕事柄いろんなお話をたくさん聞きますが、なんで直接言えないのと聞くと、あまり直接は言いたくないとか、言いにくいとか、名前を書かなんとか、結構なんやかんやおっしゃる。今でも、電話や窓口や自治会からたくさん意見は届いていると思いますが、潜在的には意見を言いたい人はもっとたくさんいるはずですよ。もっと市民の声を拾いやすくするようなシステム、各自治会に提案箱を置くとか、今ある提案箱をもっと分かりやすいところに置くとかですね。「市民の声」が届くような仕組みづくりを考えていただきたいと思えます。

事務局：                   ありがとうございます。  
各分野で、新しい事業を始めるとき、公共交通や、公園を作るとか、こども関連の施策をするときなどには、市民の意見を聞けるように、座談会や説明会などを開くようにさせていただいています。しかしまだ、そういった機会を設けても参加者が少ないことも事実

ですので、周知方法の工夫について、今後庁内で共有していきたいと思っております。

松本委員： 資料1の20ページ、現状の②行政協力員（区長）会議のところ、第3次アクションプランの時には3箇月ごとだったのが6箇月ごと、年2回に減っていますが、要望件数が少ないから減ったのでしょうか。

事務局： 行政協力員会議の開催回数の増減理由については、企画課では把握しておりませんので、確認してから議事録等でご回答させていただければと思います。

<b>【事務局補足】</b>	行政協力員（区長）会議の実施回数について 第3次アクションプランを策定した令和2年以前は3箇月に1回の会議をしておりましたが、コロナ禍により会議が中止されたり書面開催等に変更したりしました。 その後、行政協力員の担い手不足解消のための負担軽減や、議題数等の実情に合わせて開催回数が少なくなりました。近年は年2回の実施で落ち着いていますので、第4次アクションプランでは現状として記しました。 区からの要望の受け付けについては、各区から都度提出していただいておりますので、会議回数との相関関係はありません。
----------------	--

後藤（祐） 委員長： 私から質問させていただきます。  
自治基本条例は理念で、このアクションプランが実行計画ですね。実行されるためには実行計画がなければいけないというのが、このアクションプランであります。市民の皆さんはこのアクションプランを、どれほどを知ってらっしゃるのか。それと、そもそも職員がこれをどれだけ知っているのか。職員の浸透はどうされているのか。それと進捗管理ですね、進捗管理の公開はされているのか、その部分を教えていただければと思います。

事務局： ありがとうございます。  
まずアクションプランについては、市のグループウェアに掲載しております。第4次のアクションプランを作成するときにも各課からの意見を募っております。  
アクションプランについての市民の認知度は調査したことがないのですが、市民意識調査で「自治基本条例を知っていますか」という

設問がございまして、そちらの方で条例の認知度を測っております。

また、進捗管理の公開状況については、市のホームページに掲載しております。

後藤（祐） 大切な条例の実行計画で、課題も明記されていますので、職員の皆さんにはしっかり共有しておいてほしいと思います。

後藤（祐） 他に質問はございませんか。  
委員長： では、議題2「合志市自治基本条例ガイドブックの改訂（案）について」、事務局から説明をお願いします。

【「合志市自治基本条例ガイドブックの改訂（案）について」資料2・3を用いて説明】

後藤（祐） 委員の皆さんからご意見がある方はいらっしゃいますか。

委員長：

辻委員

前回のガイドブックには合志市アプリの二次元コードが掲載されていたのが、今回はSNSでLINE、X、YouTubeの二次元コードに変わっています。アプリを消した理由は何かありますか。

事務局：

合志市アプリというものですが、市のホームページの内容がそのまま反映されるアプリで、ホームページと連動しております。

今後ホームページの改修を行う可能性があり、そうすると二次元コードが変わってしまいますので、新しいガイドブックについては掲載しないようにしました。

その分、LINE等のSNSを使った発信を強化しておりますので、そちらの方が市民の皆様にとっても身近なのではないかと思って掲載しております。

後藤（祐） 他にありますか。

委員長：

榊委員：

新しいガイドブックに「自治会・消防・PTAなどへの加入」という文言を入れていただいたのですが、これだと横並びなので「自治会」をもっと強調して欲しいと感じます。

強制ではないけど、強調した形で、「自治会への加入がまちづくりに繋がります」「その他にこういったコミュニティにもぜひ参加お

願います」といった流れですね。自治会への加入を少しでも促進するため、ご検討いただければと思います。

事務局： ご意見ありがとうございます。

後藤（祐） 他にはございませんか。

委員長： ではないようですので私からお願いします。

今回A3の二つ折りから、A4サイズの両面にまとめられたということですね。私が一番思うのは、こういうチラシを作ったときに、配ってどれだけの人が読んでるのかと。配るのが目的になってしまうと配って終わりになってしまいますので、これをどう活用するのかというのは考えてらっしゃいますか。

事務局： こちらのガイドブックができあがったら、広報紙等と一緒に配布する予定ですが、併せて市のホームページの方にも掲載して、詳しく見れるようにしていきたいと思っております。

あと、このガイドブックっていうのが一番市民にとってはまとまっていた見やすいものになるように、自治基本条例について知りたいと思った方にも入口になるような形で作れればと思っております。前回の会議のときに、増えている外国人の方に対してどう周知するかというようなご意見があったのですが、自治基本条例では市民の定義の中に外国人も含んでおりますので、そういった方たちに向けても内容を知っていただきたいという気持ちはございます。

ただし、全てを翻訳して各国の言語で作成するというのは現実的に難しいところもありますので、職員の方で勉強して、やさしい日本語版が作れるといいなと考えているところです。

やさしい日本語版が作れたら、こちらをまたホームページの方にテキストで掲載をして、ホームページの翻訳機能や、スマホのカメラをかざして翻訳するようなアプリを使って外国語でも読みやすくなるのではないかなと思っておりますので、ここをきっかけにして自治基本条例に興味を持ってもらえるようなものが作れればと考えているところです。

後藤（祐） 市で行う色々な行事に来られた方は、既に市からの情報を得られている方なので、問題はそれに参加されない方なんですよね。特に参加されない若い人たち、この人たちにどう伝えるかが課題だと思

ます。その人たちにどう周知していくかっていうのを考えていかないと、ただ配るだけになってしまうんじゃないかと心配です。せっかく見やすい形にまとめられているので、学校や希望される所に出前講座や出前授業で活用するような考えを持っておかれたらどうかと思うんですけど、その辺は考えたことはありますか。

事務局：　そうですね、現在出前授業の項目としては設定していないので、今後ぜひ検討させていただきたいと思います。

永清委員：　私も委員長の方と同じ意見です。せっかく作ったものが市民の皆様の目に届くかというのが非常に重要になってきます。そのために作るわけですからね。なので、私はペーパーももちろんいいことだと思います。

また、委員長が言われたように若い世代の方々にも届けてほしいと思います。教育委員会を通じて一斉に「あんしんメール」でもお知らせを流せますので、そこは各課連携して周知してほしいと思います。

各地域には公民館やコミュニティセンターがあって、掲示板もありますので、このチラシを掲示してくださいというお願いもしながら、できるだけ多くの市民の皆様方に目につくようにぜひお願いします。

事務局：　（「あんしんメール」について説明）  
市内の小・中学校に通うこどもがいる保護者が、学校や自治体からのお知らせをスマホで受け取れるアプリ。

あんしんメールについては、実際に企画課の事業で教育委員会と連携して活用させていただいたこともありますので、今後検討していきたいと思います。

鷹木委員：　前回までの開く形のものから、A4の表裏ですごく一生懸命考えられてまとめてわかりやすくしてあるなど、一つ一つ改めて読ませていただきました。一つ工夫できるならばという視点で提案です。広報紙等と一緒にこのチラシが入ってきたときに、例えば「保存版」とか、赤で右上に書いてあると、しっかり読んでみようとか、取っておいて読んでいただけるのかなと思いました。

こどもがいる家庭には、毎日たくさんのプリントが届くので、読むのにも結構時間がかかります。そんなときに、これは大切だなと思うものから目を通すようにしているので、そういった工夫でより確認していただけるようになるかなと思いました。

また、地域の方や学校の保護者の皆様とお話をする中で、LINEや市のアプリなどの活用で情報が取りやすくなってきたけれど、「やっぱり紙媒体がとていい」とおっしゃる方も多いです。せっかくここまで工夫して作って配られたときに、しっかりおうちに保存してもらえるようにしてほしいと思いました。

事務局： 大変参考になるご意見をありがとうございます。実際にそのバージョンを作りたいと思います。

松本委員： これは各自治会から配布することはないですか。

事務局： 今、市からの配布物は全てポスティングに変わっております。広報紙などと同じように配布される予定です。

松本委員： わかりました。  
一部の自治会さんとお話しをしたんですけども、最近非常に外国人が増えてますよね。その方が、外国人が住まわれているけれど、外国語が喋れないので説明しようがないっておっしゃるんですね。このガイドブックも全市民に届くわけですから、外国人向けのガイドブックも今後検討されてはでしょうか。

事務局： 外国人の方にも自治基本条例の内容を少しでも理解していただくように努力していきたいと思います。  
まずは「やさしい日本語バージョン」という形で考えていきたいと思っております。翻訳アプリなどを使って外国人の方でも理解しやすいような形にできればと考えております。

清水委員： 今、ガイドブックの条文と解説とある二次元コードをスキャンしてみたのですが、市のトップページにつながるの、これは修正されますか。

事務局： 実際にチラシとして印刷するときには、自治基本条例の説明ページに繋がるようにさせていただきます。

清水委員： 早速LINEを登録してみて、とても便利そうだと思うので、市民が登録しやすいように、お店のレジみたいに窓口のカウンターに二次元コードを置いてみてはいかがでしょうか。自分が窓口の係員だったら、そういうツールがあれば何も知らない人の目に触れやすくなって、気軽にご案内できるかなと思いました。

事務局： 公式SNSやホームページの二次元コードは、広報紙にも毎月掲載しております。窓口では、それぞれの課でその方に必要なものについてはご案内をしていると思います。例えばこども部だったら子育てアプリですね。市全体の情報を知りたかったらLINEのお友だち登録をしていただくと情報が入りやすくなると思います。

後藤（祐） 他にはございませんか。

委員長：

江崎委員： せっかくガイドブックが出されるわけですから、この前から議題に上がっています自治会加入についてですね。「みなさんに取り組めるまちづくりは、身近にたくさんあります。自治会、消防団、PTA、ボランティアなど～」とありますが、そこに一言、「自治会に必ず加入しなさい」と、これはとても大事なことですよ、というようなことを何か記入された方がいいかなと私も思いました。  
これからも話があると思いますが、自治会加入に関しては非常に大きな問題なんですよ。先のことを考えると自治会そのものが崩れる可能性があるという、僕はそういう危機感を持っています。そういった状況で、せっかくこうして自治基本条例のガイドブックとして出すわけですから、皆さんに周知する非常にいい機会だと思っています。ぜひ自治会加入についての文言を入れてほしいなと思います。

事務局： ありがとうございます。文言やレイアウト等については今回のご意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

永清委員： やさしい日本語版を検討されてるということですが、それはペーパーですか、それともWebですか。  
別バージョンを紙で作るとすると予算がかかるわけですよ。それならこのガイドブックに二次元コードをつけて、別のバージョンは

ここから見れます、という形がいいかと思います。議会としても、予算が増えることには慎重にならざるを得ませんので。

事務局： もしそういうバージョン違いを作る場合は、ペーパーではなくてデータ、PDF等を作成してホームページに繋げるような形を考えております。

後藤（祐） 他にはございませんか。

委員長： それでは次の議題3に入らせていただきます。

議題3「合志市自治基本条例に自治会への加入推進推奨を記載することについて」説明をお願いします。

【事務局から「合志市自治基本条例に自治会への加入推奨を記載すること について（意見交換）」について資料6・7を用いて説明】

【総務課から、自治会関係のデータや加入促進についての取り組み、再加入のメリットなどについて説明】

後藤（祐） 事務局と総務課からの説明が終わりました。

委員長： この議題は第1回の会議やその後の会議録確認の際の意見書でもご意見をいただいております。その中で意見を述べられた方もいますが、今回はできれば委員全員に発言していただきたいと思います。ご意見がある方は挙手をお願いします。

江崎委員： 今説明を聞いてですね、「条例に決めてもあまり意味がない」というようなのが聞こえたような気がするんですね。そうではなくて、やっぱりもっと現実に起きている、自治会に加入されていないことによる問題というの、よく考えてほしいんですよ。

実際、すでにやっている地域があるわけですね（資料⑦）。一番表現が強いのが、神奈川県の大井町の例で、『自治会とはまちづくりを町民が主体的に行うための中心的な役割を担う組織をいい、住民は原則として自治会に加入しなければならない』というふうに言い切っているんですよ。本来ならば、私もここまでやってほしいなというふうに思っております。

また、条例化していることによって、自治会加入率がどうなるか。我々の今80から70%台へ減っているところが、実際は変わりますと

いうのか、我々と変わりませんよというのか、ずっと80%で推移していますよ、とか。そういう例が分かれば教えてほしいです。

事務局： 今回、意見交換の参考になるように他の自治体の条例の掲載例を抜き出して、資料⑦としてまとめさせていただきましたが、各自治体へのヒアリングまではできておりませんので、今後聞き取りができたならご紹介したいと思います。

**【事務局補足】 神奈川県大井町の自治基本条例について聞き取り**

- ・住民になった以上、自治会に加入して一緒にまちづくりをしてほしいという気持ちがあり、条例制定時に文言を入れたと聞いている。
- ・自治会加入率は現在6割程度で、条例制定時から低下している。
- ・条例の書きぶりについて、住民から「強制は違法ではないか」というご意見をいただいたことがあるが、条文には『原則として』という記載があるため、強制しているわけではないというご案内を行った。

清原委員： 今の意見にすごく感銘を受けました。  
受け取る側は、「入らなくていいよね」ということに何とかこじつけようと思って、市役所からの「強制ではありません」という言葉を待っているんですね。それで「入らなくていいんだ」という自分なりの結論を出すんですけども。  
さっき言われた「入らなければならない」というのも非常に大賛成です。行政としては、裁判になったときに負けるから困る、というのを一番心配されるのではないかなと思うんですけども、資料⑦のように記載されているところで裁判になっているわけじゃないんですね。だから、合志市も独自に「入らなければならない」と書いたらどうかと、私もそういう主張をしているんですけども。  
やっぱりこれは共同社会生活ですよ。山の中に1人で住んでいるのだったら何を考えようが関係ないんですけども、みんなで市に住んでいる以上、共同生活をやろうと思ったら何らかのルールは絶対に必要です。言い方次第なんですけども、地域のルールをかき乱さないというか、地域のルールに従った最低限のルールを守ってください、という表現でまずは入って、その最低限のルールというのが「自治会に入って、みんなで協力していい地域をつくる」というのが目的じゃないかと思ってまして。

実際、私どもの区内でも団地がどんどんできていくんですけども、必ず業者の方に、造成の段階から「私の区はこういうところで、こういうメリットがあります」というのを全部書いて、事前に購入希望者には全員渡してください、ということをやっています。それでもやっぱり入らない人はいるんですね。

また、市役所の窓口で業者と協定を結んでいるというお話がありましたが、ある自治体では、業者に対して「自治会への加入を販売の条件にするように」と踏み込んだ指導を行っている例があるという話を聞いたことがあります。実際のところはどのようなのでしょうか。業者に対して、市は強く言うことができますよね。そういった場合に「絶対入るように言ってくださいね」ということで、もっと強く出ていただけたらいいのではないかなと思ってます。

永清委員： 清原委員のご意見に併せて、資料⑤の9ページ、中古物件に関しては「全日本不動産協会」という団体と協定が結ばれているということですが、もう一つ「全国宅建協会」という団体があると思います。そちらに関しては何かアクションを起こされてますか。

大久保  
総務課長補佐： 宅建協会については以前お話をさせていただいたのですが、お断りされたところでしたので、今後も引き続きアプローチしたいと思えます。

永清委員： 別件ですが、この手の話題になると、大体ここにおられる方は「どんどん自治会に入ったほうがいいよ」という意見の方ばかりになりますが、入らない方の意見というのもいろいろあるとは思いますが。入らない人というのは、基本的には他人事なんですね。だから「もう私1人が入らなくても」というそういう感覚なんだろうと思えます。

自治会となると、それぞれの自治会加入率とか、「何世帯あって何件入っています」みたいなデータもあると思うんですよね。

だから、せっかく「あなたの区はここですよ」と言うのであれば、「ここには何世帯あって、これだけ入っています。これ以上減ると自治会活動が維持できませんので、ぜひご協力お願いします」という言い方とか。加入率が高いところであれば、「ここはもう90%を超えて、皆さんすごく協力的な地域なので、ぜひあなたも入って一緒に活動してください」とか。

そういう言い回しをやらないと、その場所場所において、通り一遍の条例化も大事ですけど、言い方次第だと思うんですね。転入された方とか住む方に対して、そういうケースケースの取り組みというのをお願いできたらなと思います。その言葉かけくらいは大丈夫ですか。その数値的なものを出すのも可能なのか、言葉かけも大丈夫なのかということをお伺いします。

坂井総務課長： 転入時の市民課窓口は、新しく住民になられる方と行政が接触する最初の場所であり、非常に重要だと認識しております。  
現在も窓口ではチラシをお渡ししており、例えば「ここのお住まいなら御代志区です」と特定した上で、区長さんの連絡先をお伝えするなどの対応を行っています。  
区ごとの加入率というのは把握していますので、今言われたような、「低いからぜひ入って地域のためにやってください」とか、「仲良くやっているのを輪に加わりましょう」とか、そういった声かけができれば、加入の推進に繋がると感じました。  
ただ、窓口業務の現場では、多くの職員や会計年度任用職員に限られた時間の中で対応にあたっています。そのため、どこまで踏み込んだ説明や個別の声かけが可能かについては、事務方とも十分に協議し、現場の協力を得ながら進めていく必要があります。ご提案の趣旨を踏まえ、前向きに検討していきたいと考えています。

清水委員： 自治会は加入するとお金を払うんですね。  
お金を払っていない人はこの加入率の数字に入っていないということなのでしょうか。1回は入ったけど、その後お金を払っていない人など場合は。

大久保  
総務課長補佐： 区や自治会によって違います。  
最初の加入費がある区もあれば、ないところもございます。  
毎年払うんじゃなくて最初に加入するためにまとめて払うところもあれば、月いくらや年いくら、全くないなど、いろいろあると聞いています。

清水委員： どうしてそれを聞いたかという、若い人たちが入っていないというのは現金で払わないといけないからではないかと思ったからです。例えばバーコード決済はできないのかなと思ったんですよ。区

ごとにはなってしまうんですけど、「便利ね」と思って1%ぐらい加入率が増えるかと思いました。

清原委員： 区長会の方から回答させていただいていいですか。  
まず入会金の問題ですけども、区に入ってもらいたくないというところは高く設定すれば入らなくなります。これはもう一般的な原理で、例えば高級住宅地では何十万円の入会金をとるところもあるそうです。  
そういうこともあってですね、私の区では10年くらい前までかな、2,000円くらい入会金というのを取っていたんですけども、それを入りやすくするためにも「最初から入会金というの取らないよ」ということに変更しました。入りやすくするという意味では、もう極限にまで安くしているということです。  
それと区費とって年1回、年間で1万円いただいています。それにはもういろいろ全部含んで、もうそれ以上は1円たりとも出すことはありません。あまりよくないかもしれないですが、例えば赤十字の寄付とか緑の羽根とか消防費もですね、全部その中に含めています。  
年に何回も集めて回るのは役員の負担も増えるし、出すほうも「また来た」というイメージになってしまうので、「もう1万円ポッキリですよ」ということでやっています。

清水委員： そうなんですね。1万円をまとめて払う余裕もない世帯もあるので、分割も選べたらいいと思います。

清原委員： 4期に分けて払うことも、徴収することも可能です。4期に分けて2,500円ずつですね。  
区に入るときに、「区に入ったらどんな得をするんですか」「自分に得があるんですか」と必ず言われるんですよ。得することは、「コミュニケーションがよく図れている」「隣近所仲良くできて、みんなに奉仕できて喜ばれますよ」とか。そういった精神的なところを説明するんですけども、それでは納得しない人が多いんですよ。  
例えばもう、物とか現金とか、何かで得することしか頭がないと。「入会することによっていろいろな人を助けてあげられますよ、例えば近所にいるお年寄りの面倒をみることができますよ」とか、そ

んなことを言っても「得」とは思わないんですね。そのあたりは個人の認識次第だと思います。

田舎の方に育った私たちなんかは、親たちからずっと、「その地区に住んでいる以上、区に入るのが当たり前だ」というのをずっと聞かされて育ってきているからです。そうするとそうなのですが、さっきの例はですね、親などが「区に入らなくてもいいよ」とかって言うんですね。だからもう子どももそういう教育になってしまって、なかなか難しいところがあるなと思いますね。

麦田委員： 子ども会もなくなってきていますものね。

江崎委員： 結局は皆さん恩恵を受けているんですよ。例えば自治会費から、街灯の管理費とか、ゴミ置き場の管理費ですね。コミュニティを設置するのにいろいろな建物をつくる、そのお金も自治会から出ているわけですよ。

そういった諸々と、あとは例えば当番制でみんながいろいろ掃除をやったりしていても、彼らは何もしないんですよ。ただ恩恵を被って、入らない。基本的には、「班長の当番が来る」「役員の当番が来る」というそういう単純な理由で入らない人は多いんだけど、やっぱり中には不公平感はあるわけですね。

あとはずっと加入率が下がっているというのは、高齢化の影響もあるかと思います。老人ホームに入って、家だけあるとか。住んでいるけど、もう寝たきりだとかいう人もおられるかもしれない。そういう人は仕方がないけども、元気な者が文句ばかり言って、参加しないというのが問題だと思います。

だからそういった意味で、最初に言いましたように、「加入しなければならない」というところを、条例にはっきり書いてほしいと思います。

松本委員： この自治基本条例というのは、附則のところに「平成22年4月1日から施行」と書いてありますが、それ以降は改正がなかったということですか。

事務局： これまで条例の改正はされておられません。

松本委員： 私は条例第5条の（市民の責務）の中に、加入に関する文言を盛り込むべきだと思います。

第5条第3項に『市民は、自治に関心を持ち、自ら情報を得て、市の目指す方向性及び理念を理解し、積極的な参画に努めます。』とありますが、もしこの自治会の加入の問題を記載するとすれば、それはここだと思うんですよね。

「市民は自治に関心を持ち、自ら情報を得て、目指す方向性および事業を理解し、自治会活動にも積極的に参加するよう努めなければならない」というふうに、その文言を変えていただく。そういったものの改正については、多分、市議会の承認があれば変更できると思います。

ここは責務ですから、責務とは責任と義務なんですね。だから義務の行使で言えば、やっぱりさっき言ったように、義務違反、要するに自治会に入らないという方は、もう自治会の規則で詳細を決めてもらう。例えば各自治会で、未加入の方は自治会のいろいろな施設とかを利用するわけですから、「活動協力費」みたいな名目で、1年間に例えば1万円～5,000円くらい徴収させてもらう。そのくらいの名前でいいのではないかと思います。これ、設備を利用するわけですからね。未加入の方は利用させないというわけにもいきませんので、活動協力費みたいな名目で若干の負担をしてもらうというのが必要だと、個人的には思います。

それと、さっきから外国人問題と言っていますが、ホームページ等で公開しているという話もありましたけども、実際現場の方は、自治会さんあたりが、外国人がいっぱい来ている中で、どう説明してどう理解してもらって、というルールがないわけですよね。

ですから、例えば最近、中国語、韓国語、ハンゲル語、英語でもいいですけど、若干自治会が理解されるようなやつを市の方で何枚か保管しておいて、各自治会さんの依頼があったらそれをお渡しして説明をする。そういったことも少しお考えになられたらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

後藤（祐）委員長： それでは、会議の時間もありますので、今回の議題である「合志市自治基本条例に、自治会の加入推奨についての文言を載せるか載せないか」ということについて、順番にお一人ずつご意見をお願いします。

後藤（祐）委員長： まず私から言わせていただくことで、私はですね、どうしてもやっぱり自治会というのは「任意団体」なんですよ。任意団体というのは、自分たちで作り上げた団体ということで、団体加入が自由な

んですね。入会されるのは本人が決めることであって、私はぜひ「加入してください」というふうに思うんですけど、入っていない方に対してはどのような配慮をするのか。その人だけ「かたらない（関わらない）」というときに、どういうふうにするのか。また先ほど言われた若い方。全然どことも関わりを持たない若い人たちに、どうやって勧めていくか。自治会に入るメリットというのが、多分わからないと思うんですね。何に触れているかもわからないということ。私が思うのは、やっぱり加入される若い人たちには選択肢を提示して、防災や子育て、地域などに、「あなたはこれらに、該当しますか。これが該当するため、ぜひ自治会に加入してください」というような勧め方をしていかないと、ただ今の若い人たちに加入してもらうのはなかなか難しいのではないかなと。選択性をやっぱり持たせて、「これに該当するなら、ぜひ地域の皆さんと一緒にかたったら（活動したら）どうですか」という勧め方がいいのではないかと私は思います。

清原委員： 一つの意見でしょうけど、「何を得するか」という話に結局なっているわけですね。今のご意見、ごもっともですけども、「やっぱりあなたにとって何が得になるんでしょう」「あなたはこんなの得するはずですよ」という、その部分を強調してしまうことになりはしないかと、ちょっと心配な点はありますね。だから先ほど言いましたように、「みんなが、あなたが活動することによってみんなが喜んでくれますよ」というところが私は必要だなと思っているんです。そうすることによって、あなたはボランティアみたいなものですけども、喜んでもらえることを自分の喜びにする、ということですね。

松永委員： 今の子ども会や区に入ること、PTAもそうですが、全て任意なので、最初にやっぱり「任意でしょ」と言われることが多いですね。その言葉が最初に返ってくるんですね。ですから、「そうです、任意ですよ」と。ただ自治会に入るメリットに関して、普段の生活でこういうことは自治で管理をしていますよということを伝えます。子供会もそうですけども、困ったときの相談役が近所にいます。

こども世代の親同士もそうですけど、やっぱりおじいちゃんやおばあちゃんたち、敬老会の方たちもいますので、そういう方たちともコミュニケーションを取っていくことで、困ったときに相談役として身近にそういう人たちがいますよ、ということです。

「任意でしょ」と突っぱねるのは早いんです。けれど、自分たちが困ったときに、相談したり救済してくれたりするところはどこか、ということを知らない方が多いと思います。

ですから、自治会に入るにしても「こういうことで会費をいただいています、それはいくらですよ」という説明をまずします。その場で「加入しますか、しませんか」ではなく、一応中身を理解していただいた上で、加入はその後でもいいのかなと。

任意なので、もういつ入っても脱退されてもいいんですけれども、そういうふうに、きちんと内容を説明して理解していただいた上での参加の勧誘といいますか、「どうですか」という促し方が、一番いいんじゃないかなというふうには私は思います。

松岡委員：

条例に記すというのは、私は大変必要だと思っています。なぜならば、もう行政でも自治会でも、「自治会に加入してほしい」ということは、いろいろ政策を訴えて頑張っておられるんですね。それでもだんだん加入率が下がってきているということですので、やっぱり何らかの基準といいますか、それを設けるためにも、一つこれを入れておくことは大切なことじゃないかなというふうに思っています。

それから熊本地震のとき、私は民生委員をしており、あのときにも感じました。今後ますます少子高齢化が進んでいきますと、先ほどご説明があったように、行政だけではカバーできないんですね。やっぱり地域の連携、地域の繋がりでお互い助け合うということになりますので、このコミュニティのパートナーが自治会だというふうに思っております。ぜひ難しいとは思いますが、この「自治会に入っているメリット」などを発信して、ぜひ多くの方が入られるようにしたほうがいいというふうに思っております。

ちなみに、私の住んでいる団地では、今、区長さんが一生懸命取り組んでいただいています。こども向けの行事・イベントを新しく立ち上げてですね、計100人くらいこどもや幼児が参加したんですね。そしたらおじいちゃんやおばあちゃんも来られたんですね。大人がだんだん増えてきた。その後の懇親会で、「いやあ、街灯の電気代なんかも自治会から払っているなんて知らなかった」というような

話が出たりしておりました。だから、こういう口コミで広げていく。そのためには充実した活動、継続的な活動、大人から子どもからお年寄りまで巻き込んだ活動が加入の一つのきっかけになるのだ、ということをお話させていただきました。

白石委員： まず、加入率低下の対応としての条例が有効かということなんですけど、私の意見としては文言の強さに関わらず、やはり記載は必要だと思います。ですから、「入らなければならない」と言っても、結局は任意団体ですので、あまりその言葉の強さは影響しないのかなとは考えています。

それで、私は別の町に住んでいて、やはり自治会にも加入している活動しているのですが。自治会について、先ほど高齢化という話が出ていて、おそらく自治会の活動自体が、もう高齢の方が主体で動かざるを得ないような状態になっていると思うんですよ。

そのときに、こちらの加入率も見させていただけますね。住民対象の世帯数は増えて加入率が下がっている。単純にこれをグラフで見ると「新しく入る方がいないのかな」とは思っているんですけど、もうちょっと具体的にデータを分析する必要があるのかなと思っています。おそらく、新しく転入する方の加入率が何%あって、どういう取り組みをやってどのくらい上げていくのかという、やはり目標が必要なかなと思っています。

行政の方でそういうデータなどを集めていただいて、取り組みの効果というのをきちんと評価しないと、実際に加入率が増えるかどうかちょっとわからないなど。このデータだけ見ても、ちょっとどこを攻めていったらいいのかというのが、わかりにくいのかなとは思っています。

あとですね、若い世代。これは自治会側の話なんですけど、そういう若い方の加入を増やしていったときに、どういうふうに主体性を持ってやっていただくかというのが、多分次の課題になってくると思うんですよ。ですから、もうちょっとやはり加入していない方の意見などをしっかり集めていってですね。自治会に入って、今までやっていた活動で良い活動なども当然あるでしょうし、当然担うべき責任のところもあるでしょうから。そこら辺も踏まえて、自主的にやれる仕組みというのを、もっと強化していかないと、多分このまま高齢の方が全部責任を負ってしまって、そのまま加入率も下がって終わってしまうという話になるので、これは条例の文言だけのお話ではないと思います。ですからもうちょっとやはり、特に働く

世代の方たち、私たちのちょうど40代のときなどは仕事も忙しかったのですが、自治会には必ず出ていましたので、そういう取り組みができるような自治というのが、やっぱり一番大事なのかなと考えました。

江崎委員：自治会は任意だからということだったのですが、任意は任意ですけど、やっぱり自治会の果たす役割というのは非常に大きいと私は思っています。やっぱり、ある意味では行政の代行をしている部分が多いのかなという気持ちはあります。それが潰れてしまうと、行政側の仕事がまた増えるのではないかなという思いはあります。

任意だから辞めてもいいんですけども、辞めた人に対して、ではどうするかということをやっと試算したんですね。

例えば公園の管理費とかゴミ置き場の管理費とか、それから街灯の管理費ですね。電気が切れたら新しい電灯に替えたりしなきゃならない。そういったものを含めたら、年間1万円くらいはかかるのではないかなと思いました。

うちの会で、入らない人に対してもこの費用を請求していく、入らなくても、その代わりに「こういう管理費は払ってくださいね」というようなことができるかどうかということを確認していきたいです。

中嶋委員：私の意見としましては、条例加入の推奨というか、その部分は変えてもいいのではないかなというふうに思います。それと併せて、やっぱり解説の部分に、何か住民の権利、市民の権利というところは謳ってあるんですが。そこに住む、地域に住む市民としての責務といえますか、その部分も記載をしてもいいんじゃないかなというふうには思います。

条例に載せるというところについてはそのような意見なのですが。やっぱり若い方たちが自治会に入るということに対して、今、白石委員がおっしゃったように私も同じ意見で、加入率を上げるためにはもう少しデータを取って分析をする必要があるかなというふうには思っています。

併せて、やっぱり加入のメリットというところが、今の若い方たちにとって、その奉仕的な、気持ちの部分でのメリットというところだけでは、やはり加入率は上がりにくいんじゃないかなというふうに思います。

こうやってSNSなどもうまく取り組まれていますので。こういうふう  
にSNSから入って、自治会に加入をしたら何かしらそこからイベント  
に参加してポイントが付くとか。少しメリットとなるもので、住民  
はそれぞれ気になる行政のイベントとか、いろいろな関心事はそれ  
ぞれ違いますので。それぞれの住民が自治会に入って市の何かに参  
加をしたり、区の何かに参加をしたりすることでポイントが付いて  
いくとか。何かそういうふうなメリットの働きかけとか、別の方法  
での取り組みも必要なのではないかなというふうに思いました。

清水委員： 私も条例に入れていいんじゃないかと思うんですけど、その代わり  
やっぱり加入しやすさってというのが必要なのではないかなと思いま  
す。加入しやすさと、あと情報の収集のしやすさとか。さっき言っ  
たようなバーコード決済、現金だけではなく、口座振り込みでもい  
いけど、そういった何か。若者が少ないんだったら、他の方たちが  
入って欲しいのなら、そういう若者に対する政策みたいな、対策み  
たいなのが必要なんじゃないかなと思います。  
あと、例えば若者は一人暮らしの人が多分多いと思うので、情報が  
入らない。だから、さっきおっしゃったSNSも、合志市だけではなく  
て。区長さんも大変ですけど、区でSNSをして「避難の場所はここ  
ですよ」とか、何か「若者交流会をやるんだったら、ここでやります  
よ」とか。そういうのもあってもいいんじゃないかなと。そしたら  
「面白いかもね」って思うかもしれないなと思いました。

松本委員： 私も先ほど言いましたようにやっぱりこれは条例の中の第5条のこの  
第3項のところに、自治会加入の参加する、勧めるだけではないとそ  
ういった文言をぜひ入れればと思います。  
そして加入については十分メリット等を理解していただいて、加入  
していただく。大体どこの自治会でも2割の方が未加入というこ  
とで、今後どんどん増えてくると思いますんで、ぜひここで条文化し  
て、加入をお願いしていくということでどうでしょうか。

古賀委員： 今日は保護司会から参加させてもらっているのですが、私は小さ  
な赤ちゃんと、お母さんたちを対象とした子育てサロンなども開催  
しています。自治会の方からも寄付金をいただいて活動していて、  
こういう楽しい会ができています、というのを発信しています。

記載するときに、やさしい文言で記載していただけると、「どういうことをしているのかな」「入ってもいいかな」って思われる方がいるかもしれません。

鷹木委員： 関心があることにはものすごくエネルギーを注ぐ20代、30代だと思いますので、まずは関心をやっぱり持っていただく。どんなふうに伝えていくかというところが本当に重要になると思っています。私は10年前に今のところに新居を構えて、今家は増えているのですけど。後から全部入ってきた若い世代の方々も、みんな加入してくださっています。私も班長をしていて、3軒ぐらいに声をかけたときには、「お顔が見える、安心安全の環境の場作りを大事にしています。横の繋がりがづくりのためにもぜひ一緒に協力いただけませんか」ということを伝えましたところ、「入ります」ということで。会費については、入会金と月の会費がありますが、皆さん一括でお支払いをいただいている状況です。地区全体で見ても、本当に高齢の方もエネルギーが高くて。常に「ありがとう」とか、ご挨拶とかも、すれ違う方々がしてくださって。何か、こういったことで加入率が上がっているなと考えています。

なので、いろんなことを「自分ごと」にして、「子育ても活動もみんなですていく地域にしていこう」ということを常に意識して声をかけながら、お母さんたちとお会いしたときにも、そういったところから、一つ一つやっているところですよ。

条例には、文言についてはもちろんしっかり検討いただいて、載せていただければと思っています。

永清委員： いろいろ言いますが、やはり私は基本的には書いていいのかなと思います、あまり強くない言葉で。ただ、書くに当たってもう少しやるべきことがあるのかなと。それをした上で、やっぱり書かなければならないなというふうに思います。

町全体での加入率のグラフが出ていますが、先ほど言いましたように、課題があるのはその区だけではないので。区のそれぞれの加入率を見て、「加入率が高いところはどのような取り組みをしているんだろうか」とか、「低いところはどこに問題があるんだろうか」というのを、もう少しそういうデータを拾い上げて、お金の面もそうですし、取り組み内容もそうですし、それをもう少し精査した上で、最終的にやはりこれは条文に謳うべきだということ

であれば、その時にはやはりその内容の書き方、言葉遣いも含めたところで検討すべきことなんでしょうというふうに思います。

辻委員：

条例に書くこと自体は、私も努力義務としての推奨などは書いてもいいのかなと思うんですけど。

ただ、そもそも論として、それならば「自治会とはなんぞや」という。これ、書いていないですよ。まずその定義から入らないといけないのかなと。

それを市が定義してしまったならば、それは市が管理しなければいけなくなりますよね。そういった意味で、そうすると今、区によって加入費であったり年間費であったりが変わっています。そういったものの統一なども必要になってくるんじゃないのかな、と。そういうところをちょっと思ったところです。

あとはもう加入率に関して、例えば20～30代の加入率が低いのであれば、対策として一番手っ取り早いのは、区に入っていれば保育の点数をちょっと上げる、1点付けるとか。そうしたら20～30代は子育てで入ってきますけど、加入率だけを考えるのであれば。例えば、その地域情勢の法定外目的税などを作って、区に入っていればその目的税を免除します、とか。そんなことをすれば、入る人も増えてくるでしょう。ただ、それをしたところで、最初に言われた、加入率が低くなっている一番の問題は高齢化や人材不足です。そうやってただお金だけ払っている人が、どれだけ実際の行事に参加するのかな、という、そういったところもちょっと疑問に思います。もうそれで人の意識が変わればいいのですけども、そういった実効性云々とか、あるいは実際の制度とかをもっと考えないといけないのかなと思ったところです。

西本委員：

一個人として区に入るにあたって思うことは、条例の方に記載される文言を出される前に、一旦やはり、区としてどのような活動をされているかという発信が必要ではないでしょうか。

転入などした際に「区に入ってください」というお話はあるのですが、どういうことをしているかというのが全く見えてこない方が多いと思うんです。なので、区でされている活動を啓発して、それを踏まえてまた加入率の推移を見た上で、自治基本条例の中に盛り込まれるのはいいのかなと思うんですけど。

先に条例の文言が出てしまうと、「メリットがない」って反発される方も多くおられるので。もうちょっとその辺を浸透させてから、条例に盛り込まれたほうがいいのか、と思ったところです。

末永委員： 皆さんの意見を聞いて、「なるほどな」と思いながら、それぞれのご意見は納得するところでした。結論から申し上げますと、個人的には加入推奨する文言を入れてもいいのかなというふうに思っています。

しかし、今回この条例を改正しますと言ったら、ここが目玉になると思います。市が出すときに、「今回こういう改正をしました。みんなで決めて、こういうところを私たちは大事だと思うので、ここに入れました」という、そういうPRをすることになるかなと。

人によって関心の度合いはあるかと思うのですが。そういったときに、あまり私は個人的に、強い言葉で出してしまうと、いろいろな立場の方がいらっしゃるので。「もうこれは入らなければ市民じゃない」というふうに受け取られるような文言は避けたほうがいいと思っています。いろいろな配慮といえますか、その背景を考えて。

総務課の説明にも、そういった背景で「どこに書けばいいのかというのを検討してください」というのがあったと思うんですよね。条文に入れるのか、解説文に書くのかというところを議論してくださいというのは、そういったところもしっかり考えてから進めたほうがいいんだろうなと思います。

個人的にはとても賛成ではあるのですが。慎重にといいますか、言葉の出し方といえますか、表記についてはいろいろなところで勉強する必要があるんじゃないかな、と思っています。

榊委員： 結論から言いますと、私も文言を条例に入れてもいいと思っていますが、5条よりも30条で、コミュニティの一環として自治体の協力の共助活動が非常に必要だということを強調してもらったほうがいいかなと思っています。

加入率についていくつか意見が出たのですけれども。

うちの区でも、昔と今とでは住民台帳の世帯数が変わってきているんですよ。今は1戸の中に2世帯、3世帯、例えば高齢者になって世帯分離をしたり、あるいは子供さんが帰ってきて1戸に3世帯住んでいたりとか。そういった形で、戸数より世帯数が増えてきているんですよ。

実際うちの団地を見ると、先ほどあったように住宅業界との協定によって新しく建つアパート、あるいはそういった新築の方々はかなり加入されています。ただ、さっき言ったように世帯数は増えているものですから。実際は、戸数に対する加入率はほとんど変わっていないと感じています。

でも場所によっては辞められる方とか、そういうところもありますので。そこら辺のところは改善していかなければいけないということで、チラシを持って、未加入者のところにメリットみたいなのを書いた文書とかを配布しながら「お願いしますよ」というのも言っています。

要は自治会が何をやっているか、というのを知らない人が多いんですよね。ですので、最初、転入された方に「自治会がありますよ、入ってください」というよりも。自治会を、さっきいくつかあったもので「こういうことをやっていますよ」、さっきの街灯とかゴミステーションの管理とか掃除とかですね。あるいは市民要望等の取りまとめとか。いろいろそういうことをやって、自治会がやっているんですよ、というのをまず知らしめないですね。

ただ「入ってください」と言われても、そのメリットが何も分かっていない人が多いので。まず新しく転入された方には、「各自治会がこういう活動をして、地域の安心安全なまちづくりをされています」ということを、まず少し言っていたいただければ、非常にわかりやすいかなと思います。

それと、先ほどガイドブックのところの話ですけど。

どうしても行政が「自治基本条例ガイドブックを作りましたよ」というのを前面に出して、これが最初に目に入ってしまうと、もうこれ見たくないと感じてしまうですよ。

そうではなくて、要は「将来にわたってみんなが住みよいまち作りを実現するために、あなたが主役ですよ」みたいな言葉を大きくして、この「自治基本条例」というのは小さく書いていいと思います。だから、そのチラシを見て「私たちが中心になってやっていけないといけない」という意識を持たせたところで、さっき言った「自治会がこういったことで地域のことに取り組んでいますよ」みたいなのを書くと。やっぱり「自治会に入ってこういうのに取り組むと、まちづくりに携わることができる」という流れができるかな、と思っております。

後藤（祐） 委員の皆様、たくさんのご意見ありがとうございました。  
委員長： 第1議案から第3議案までたくさんのお意見が出ております。  
次回の会議までにどのように進めていくのかを事務局の方からご説明をお願いします。

末永課長： 事務局より今後の進め方について申し上げます。  
まず事務局におきましては本日委員の皆様からいただきましたご意見を参考に庁内の関係部署それから管内関係団体等への意見照会、ヒアリングの方をちょっと実施していこうと考えております。  
今後、今日出ました本格的な条例改正を目指すのか。あるいは現行の条文を維持したままガイドブックや解説資料の改訂、こちらを通じて運用を評価していくのかその方向性を検討していきます。  
いずれの場合におきましても、本委員会としての提言、意見書を取りまとめまして市長へ提出する形を想定しております。  
本日は意見交換という形で多様な立場から活発なご議論、ご異議、ご議論をいただきましたけれども、次回は来年度の開催になると思いますけれども、これらの議論を集約しましてこちらの委員会として統一的な意見を構築した上で、その方向性に沿った具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

後藤（祐） ありがとうございます。  
委員長： もう最後になりますが、全体を通して何か聞きたいことがある方はお願いします。

永清委員： 加入率について、何回も申し訳ないですけど、これを議論するにあたってやっぱりデータがほしいと思うんですよね。  
各地区の世帯数、加入数、加入率ぐらい、そのデータがあればそれぞれの地域の実情も分かってくると思うんですけど、何もない状態で考えても、何かイメージだけ先行してしまっていて全体的に減っているんだなという前提で進んでしまう。でも、伸びてるところは伸びてるわけだから、そういうところも資料を見たいなと思います。

清水委員： 県立大学でも研究されているんですよね。  
研究してる結果などが分かれば知りたいです。

坂井総務課長： 加入率が今どうなっているのかというところですが、市民意識調査（抽出された3,000人へのアンケート）の結果をもとに、県立大学で

データを分析した結果、「区に入っていない」という人の数が回答した人の75%で、その半数以上が30歳代以下だったと判明しています。

地域性については、「人口が少ないところの加入率が高く、多いところが低いかな」と思うのですが、結構ばらばらで濃淡がありました。50%を下回るような区もあります。傾向としては、やはりアパートとかマンションが増えている地域が、単身世帯が多いということで、加入率が低くなっている、という状況の分析をしています。

それに対してどう対応していくかということ、議会の方からもご指摘を受けておりますので、詳細については議会でお答えするところで、今回は控えさせていただきたいと思います。

若い人たちに、どういったメリット、インセンティブを感じてもらえるか、というところ、お金の問題も併せて、検討しています。議会の方とも一緒になって、危機感を持って進めているところで

す。  
それと区の加入率ですね。各区から報告された数字は把握していますが、個別の数字については各区に確認した上で許可がいただけたらお示ししたいと思います。（会議後に資料を回収する可能性もあります。）

麦田委員： 市民アンケートでは3,000人に配布して回答があったものとおっしゃってましたけど、加入率は区長さんが全部把握されてますよね。その地区の加入の状況も全部把握されてると思うので、区長さんたちに聞いた方が正確な人数というのは出るのではないのでしょうか。

大久保 はい。おっしゃる通りです。

総務課長補佐： 実は、区の加入率という数字を把握しているのは近隣では熊本市と合志市しかございません。議会からもご指摘や質問があつてるので、度々他の市町村に尋ねるのですが、他の市町村では、正確なデータが取れないので、そういった数字を出していないそうです。合志市のデータは、住民基本台帳が分母で、分子は各区長さんから報告された区に加入されている戸数を入れていきます。区長さんが、全ての世帯を詳細に調べて、ここは世帯分離してて、ここは3世帯で、とかそういったところまで含めた計算はできないので、合志市が独自で算出しているという数値になります。

他の市町村と比べられるとちょっと違うのかなというところではありますが、一番実態を知ってらっしゃるのは区長さんだと思っております。

後藤（祐） 他にはございませんか。なければ、事務局にお返ししたいと思います。  
委員長：

**【事務局より連絡事項の伝達】**

末永課長： それではこれもちまして令和7年度第2回の合志市自治基本条例推進委員会を閉会いたします。  
皆さまお疲れ様でした。

以上